

新 規 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第20号	受理年月日	令和8年6月11日
請願の件名	<p>宮崎県に対し、精神障がい者2級を県の障がい者医療費助成制度の対象とすることを求める請願書</p> <p>(請願の要旨)</p> <p>精神障がい者が安心して、精神科以外の医療機関にかかることができるよう、県の障がい者医療費助成制度の対象を、精神障害者保健福祉手帳2級を所持する精神障がい者まで、早急に拡充していただくようお願いします。</p> <p>(請願の理由)</p> <p>近年、「精神的」な病気は、特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。精神疾患の患者数は国民の重要5大疾病中1位となっています。令和6年現在における宮崎県内の精神障害者保健福祉手帳所持者は1級(重度:648人)、2級(中度:6,504人)、3級(軽度:5,205人)となっており、2級・3級とも1級の約10倍の該当者が存在しております。</p> <p>国が障害者基本法の精神に則り3障がい者に差別なく医療費助成を実施することが最善ですが障がい者(児)医療費助成制度の助成対象者には精神障がい者は含まれておらず、各都道府県と各自治体に委ねられているのが現状です。</p> <p>当事者やその家族は生活や健康面からも親亡き後をいつも心配されています。その中で現在の制度の中で「障がい者は同等に扱われなければならない」と言われますが、身体・知的に比べて遅れているのが現状です。</p> <p>精神障がい者の2級・3級の方々はA型作業所やB型作業所に通ったりしておりますが、服薬や症状等によりなかなか就労も長続きせず、収入もわずかであり、生活は安定しません。</p> <p>しかも、医療費の精神科通院以外は一般の方々と同じく3割負担となっており、当事者を支える高齢者の親の重い負担となっております。</p> <p>令和8年2月11日付の新聞記事に至っては日本財団の調査によると親の高齢化や死亡などで介助できなくなる「親亡き後」の将来に約85%の家族が不安を感じているとされており、家族が担っ</p>		

ている支援が継続できなくなるリスクがあるとして、地域での支援の必要性を指摘しております。宮崎県も同じです。

全国では、多くの都道府県で精神障がい者手帳2級所持者まで自己負担はなく、無料としている市町村も増えています。しかも県内の身体・知的の2級、3級に当たる方は県や市からの助成がありますので平等であるとは言えません。

現状、働き口や収入手段を持たず、保護者（高齢化）の救済でしか生きられない「当事者の生命」より優先されるものはありません。当事者も、支える家族も、精神的にも経済的にも限界にきております。これまで、精神障がい者の医療費助成を求める声を上げてきましたが、「気持ちはわかるが予算とする原資がない」との理由のみで置き去りになってきました。これを理由に採択されないのは「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」にも相反するものです。宮崎県独自の地域医療体制を目指し、確立させ、精神障がい者福祉手帳2級までの公費負担の拡充をしていただきますよう切に要望いたします。

また、令和9年度には全国大会として障がい者のスポーツ大会も宮崎県で行われます。障がい者が安心して暮らせる宮崎県として、この制度が整っていくことにより宮崎県をアピールする姿勢が伝わっていくのではないかと思います。

紹介議員

重松 幸次郎 関師 博規 前屋敷 恵美 岩切 達哉